



## 巻 頭 言

# 都市行政における統計の利用

茨城県都市統計事務協議会

会 長 木 村 傳 兵 衛

都市行政は「市民の幸福」を理念として、効率的かつ快適な人間環境を創造すべきものであり、更に周辺の農村を含めた広域の生活圏に対して教育・文化・医療・福祉・レクリエーション・ショッピング等のサービスを提供するセンターとしての機能と、工業・商業等の生産・流通の中心地としての機能等の整備を図り、その特質に応じつつ個性ある都市として育成発展されるべきであると考えます。しかし、急速な都市化の進展により、その構造、機能、生活環境などの面で、主として公共投資がこれらに対応しえないままに非常に立ち遅れている状況があります。このため種々の公害の発生、住生活環境の悪化、交通渋滞と交通事故の激増、緑地の損しよく等幾多の障害が顕著化してきており都市機能の低下はもとより都市生活環境が著しくそこなわれつつあり、その対策の緊急かつ重要性について問題となっており、このような状況は都市の規模が拡大し構造が複雑化するにしたがつて増大する傾向にあります。

10月1日に実施された国勢調査の概数発表によりますと県内総人口は、約2,143千人、昭和40年と比べ87千人の増加を示し、このうち都市部（取手市を含む17市）は総人口1,029千人、昭和40年に比べ71千人の増加と、県内増加人口の81%を占めました。すなわち、茨城県においては、地域の26%の面積にあたる都市部に、総人口の48%が居住し、都市化の進展がみられています。

経済成長と技術の進歩を背景としながら、都市化の進展は今後においても当然持続することが予測されておりますが、特に首都圏域に位置する本県においては、全県にわたる均衡と調和ある地域開発の展開を意図する県政の推進に応じ、地域の中心的機能を占める各都市は急速な展開が予想され、これの動向に的確に対処する必要がありますし、今後の都市行政の推進に当つては、単なる思いつきや場当たりの行政執行によつては到底解決できない問題が多く、長期の展望に立つた総合的計画的な都市行政の推進が特に必要であることは言うまでもないところであります。

すなわち、都市行政は各都市の環境動向をふまえつつ特性に適応して都市基盤の整備、産業の振興、教育文化水準の向上、社会福祉および生活環境の整備等各汎にわたる総合行政を体系化し段階的に実現展開することとなります。

このように都市行政を総合的に進めていくうえで何よりもまず必要なのは、都市の現状を的確に把握し、都市をさまざまな角度から分析すること、そのために都市に関する基本データの整備が必要であります。このような基本的統計の整備は、現在までのところでは必ずしも充分とされない事情にあります。最近、県において統計資料の分析解析に対して積極的な指導を行なうことや今回の国勢調査にあつて統計区を設定されたこと等は、都市行政における統計の活用からして有意義なことであります。このような基本的統計を基礎とした科学的な総合計画を策定し実施することが重要であると考えます。

更に、現実の経済社会の動向は、地域の開発進展により予想以上の速度で変貌するものと考えられ、都市行政は必要な施策が機を失せず適切に実施される必要があります。このためにも、現実の経済社会の動きをたえず検討し、関連する統計調査資料を整備するとともに関係組織の充実を図ることが大切であると考えます。